

植民地主義の暴力への想像力を鍛え直すために —歴史意識の現在—

加藤圭木（一橋大学、朝鮮近現代史）

はじめに

- ・ 歴史修正主義の影響力の拡大
育鵬社歴史教科書のシェア：2011年約4%→2015年約6%
 - * 国家による検定強化、教育委員会制度の改悪日本軍「慰安婦」問題をめぐる橋下徹発言、桜内文城発言、朝日バッシング・・・
 - 対抗運動としての吉見義明「慰安婦」裁判（以下、吉見裁判）
- ・ ヘイトスピーチの拡大
- ・ 安倍首相の「戦後70年談話」
 - 日本の植民地支配の問題を完全に消去
 - * 安倍首相の私的諮問機関（21世紀構想懇談会）の報告【資料1】
 - 植民地近代化論の影響、植民地支配そのものの問題性を認識していない
- ・ 近現代において一貫して継続してきた朝鮮差別。
 - 日本社会において、そもそも植民地支配に対する認識は希薄。植民地支配はそれほど悪いことではなかったという意識も、相当に広がっているのではないだろうか。
 - * 問われるべきは「嫌韓」派や「在特会」、安倍政権だけではない。そうしたものを生み出し、支えてしまっている日本社会の歴史意識。
 - * 「平和」が問われる今だからこそ、そのための思想の内実を豊かに、鍛え直していく必要がある
- ・ **本報告の課題**：①朝鮮近現代史研究の立場、②吉見裁判支援運動に関わる立場から、植民地主義の歴史といかに向き合うのかについて考える。

I 植民地支配認識を鍛え直す—朝鮮史の立場から—

(1) 植民地支配の責任は問われたのか？

- ・ 近現代の歴史認識問題といえば、十五年戦争期の問題、具体的には日本軍「慰安婦」問題や強制連行の問題などが、想起されやすい。
 - * 従来戦争責任という範疇において議論されてきた。→ しかし、それらは植民地支配のすべてではない。戦争責任という概念では把握しきれない様々な暴力に対する責任について、植民地支配責任という概念を定立していく必要がある。【資料2】（板垣竜太「植民地支配責任を定立するために」中野敏男ほか編『継続する植民地主義』青弓社、2005年）。

cf.ダーバン会議（2001年）と植民地責任論（永原陽子『「植民地責任」論』青木書店、2009年）

→植民地支配は、全体として犯罪であったという認識を確立すべき。

（2）忘れてきた歴史、かき消されてきた告発の声

①日露戦争の戦場としての朝鮮

教科書に戦闘地図は載っている（戦場は朝鮮と中国東北部）

→しかし、そこで何が起こっていたのかは、部分的にしか明らかになっていない

*朝鮮東北部で施行された「軍政」：研究がおこなわれていない

→地方官を拉致・監禁、都合のいい人物を勝手に任命等

「軍政」への朝鮮政府側の抗議の声（『旧韓国外交文書』7、492頁）

*植民地朝鮮における軍事基地建設問題（拙稿「日露戦争以降の朝鮮における軍事基地建設と地域—永興湾を対象として—」『一橋社会科学』5、2013年）

②植民地朝鮮への公害輸出（拙稿「朝鮮植民地支配と公害」『史海』61、2014年参照）

○チッソの公害

・児玉隆也のルポ【資料3】

・「肺結核の原因は工場煤煙？／興南地方に多数」（『毎日申報』1939年4月13日付）

→朝鮮東北部・興南府において、煤煙が原因とみられる「呼吸器病、特に肺病患者」が続出した。1939年1～3月の府内の死因の3分の1が「呼吸器病」であった。しかも、死亡者には20代に多かったという。

・「魚類の変色死滅で漁民生活威脅／朝室工場の劇薬放射関係で？／褐色毒波の西湖津海」（『東亜日報』1933年9月13日付）

→興南の「朝室工場」の排水により、海が赤く染まり、魚が死滅した。それによって、漁民の生活が危ぶまれていた。

→水俣病の前にチッソは朝鮮でも公害を引き起こしていた

○敗戦前における「公害輸出」

・日本本国における公害反対運動の高まり

・工場法：労働者保護だけでなく、公害規制も

→植民地は適用外

→植民地にも公害があったのではなく、植民地であるがゆえに公害があった。

*浅野セメント：1920年代までに日本本国で技術的に克服された公害が、1930年代に朝鮮に「輸出」される

→住民は連日工場をとりかこんで抗議の声をあげるも、警察が弾圧

③朝鮮内における労働動員

・日本本国への戦時労働動員（強制連行）の研究は蓄積があるが、朝鮮内動員については研究が少ない（広瀬貞三「植民地期朝鮮における官斡旋土建労働者」『朝鮮学報』155、1995年、拙稿「植民地期朝鮮における「労働者移動紹介事業」—朝鮮内労働力動員

政策前史―』『日本植民地研究』23、2011年など)

- ・朝鮮で凍死させられた中国人労働者【資料4】 →中国人労働者斡旋の実態は不明
- ・当時を記録した資料には、労働者に対するひどい扱いに対して、抗議する声がたくさん載せられている

*朝鮮植民地支配の実態は、明らかになっていないことがあまりにも多い

→そうした状態を放置し続けた「戦後日本」。

*朝鮮人側は抗議し続けてきた。そうした抗議の声をかきけし、なにごともしなかったかのようふるまっているのが、今の日本国家・社会の姿

*抗議する声を「反日」「偏狭なナショナリズム」としか受け取れない感性

(3) 植民地支配の「日常」、帝国の「日常」

○植民地社会の「日常」に埋め込まれた暴力

- ・従来、植民地主義の暴力といえば、戦争動員や独立運動弾圧のことが中心。
→これまで議論されてこなかった公害問題（植民地環境史へ）や「軍隊と地域」の問題、戦時期以外の労働動員に注目することで、「日常」の中の暴力が浮上する
→植民地支配が人びとの生活をどのように変えてしまったのか、丹念に確認する
- ・日本軍「慰安婦」問題の背景として、暴力的な「日常」
→植民地を覆う貧困、人身売買業が隆盛を極める植民地の「日常」（宋連玉「朝鮮植民地支配における公娼制」『日本史研究』371、1993年。宋連玉「慰安婦問題から植民地世界の日常へ」歴史学研究会ほか編『慰安婦問題を／から考える』岩波書店、2014年などを参照のこと）

○暴力を行使し続ける帝国の「日常」

安倍談話的な認識：1930年代後半以降に平和ではなくなった

→1930年代以前は平和だったのか

日本本国のマジョリティにとっては、「平和」な「日常」が存在したのかも知れない

→植民地主義を抱え込み維持される「日常」の存在

→他者の人権を踏みにじりながら、日々生きていた

→問われる「戦後日本」の「平和」：継続する植民地主義

今私たちが生きている「日常」が、どのように形成され、いかなる暴力の構造を結びつけているのかを、見極める必要があるだろう。

II 日本軍「慰安婦」問題と向き合う—吉見「慰安婦」裁判の経験を中心に

○裁判の内容

- ・桜内文城（当時、日本維新の会所属の衆院議員）発言【資料5】
→「これ」は吉見の本ではない、と主張。さらに、予備的に、吉見が「慰安婦＝性奴隷」と述べていることは捏造であるとも主張
- ・吉見義明の日本軍「慰安婦」研究：『従軍慰安婦』（岩波新書、1995年）

さまざまな史料に基づいて「慰安婦」の実態を論じ、日本軍「慰安婦」は「軍用性奴隷」というほかなかったことを論証

- ・運動団体「YOSHIMI 裁判いっしょにアクション」（共同代表：吉田裕・梁澄子）

○裁判の意義①：日本社会で「慰安婦」制度は性奴隷制度との認識を定着させる

→「慰安婦」制度は性奴隷制度であるというのは、吉見だけの見解ではない。

→女性の人権を保障しようとする国際的潮流、また奴隷制を問う国際的潮流が生み出してきた認識

→桜内発言は、吉見個人への攻撃のみならず、国際的な人権を保障しようとする潮流への挑戦。そして、国家権力ぐるみで、桜内的な認識が流布されようとしている。

→裁判をとおして、日本社会において日本軍「慰安婦」が性奴隷制度であるという認識を定着させる。この裁判は、「慰安婦」被害者の尊厳の回復や、人権の尊重される社会をつくっていくうえで重要な意味

○裁判の意義②：反知性主義への対抗

*反知性主義としての桜内側主張 →厚顔無恥の「主張」

・「「これ」は吉見さんの本ではない」

・吉見の本は「読んだこともない」、眼中にない

・「新書は…」

・「邪馬台国論争」・「騎馬民族論争」と「同じ」（←論争では、「捏造」などとはいわない）

*彼らにとっては、「世の中を右に引き倒すためならば、論理も根拠も関係ない」（吉見弁護団穂積剛弁護士発言、吉見裁判第9回口頭弁論報告集会、2015年10月5日）

○裁判の意義③：深化する日本軍性奴隷制度認識

これまでも十分な実証性はあったが、裁判を通して研究が深化→終わらない真相究明

○被害を「知り得ない」こと：被害に向き合うとは

- ・在日朝鮮人の日本軍「慰安婦」被害者の宋神道の裁判を支援した梁澄子の経験【資料6】

おわりに

・私たちは被害の経験は容易に理解し得ないこと、そして、加害の歴史の一部しか私たちはまだ知らないということ、を確認したい。私たちに求められているのは、そうした認識を前提にしながら、加害と被害の歴史を明らかにする作業を粘り強く続け、植民地主義の暴力への想像力を鍛え直していくことであろう。

・マジョリティにとっての「暗い時代」

・「平和」思想の内実を豊かに：チツソ労働者たちの思想から学ぶ

*「朝鮮占領時代におけるチツソの漁民抑圧と殺りく」（合化労連新日室労組『さいれん』1971年7月20日付1面、一般財団法人水俣病センター相思社所蔵）

→水俣病を知らなかった、真剣に考えなかったことを悔やむ。朝鮮支配のことを真剣に考えてこなかったことを悔やむ。学ぼうとする。

【資料 1】 20 世紀を振り返り 21 世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会「報告書」 2015 年 8 月 6 日

1910 年から終戦までの 35 年間、日本による韓国の植民地統治は、1920 年代に一定の緩和もあり、経済成長も実現したが、1930 年代後半から過酷化した
(www.kantei.go.jp/jp/singi/21c_koso/pdf/report.pdf、2015/10/16 取得)

【資料 2】 板垣竜太「植民地支配責任を定立するために」 中野敏男ほか編『継続する植民地主義—ジェンダー／民族／人種／階級』（青弓社、2005 年）

私が植民地支配責任というとき、それは交戦国間の戦争責任には必ずしも還元されえないような概念を想定している。日帝末期の暴力と抑圧があまりにも過酷で広範にわたっていたため、戦時動員と植民地支配とを混同してしまうのはゆえなきことではない。また一九九一年に始まった日朝交渉でも、朝鮮側は当初日本と朝鮮とが交戦国であったことを賠償要求の根拠としていた。もちろん帝国主義と戦争とを切り離せるわけではない。だからといって全ての問題を国と国との間の戦争責任の概念に還元することもできない。義兵闘争、三一運動をはじめ朝鮮で広く展開された独立のための運動は、単一の主体として編成されたものではない。また憲兵隊や警察による武力弾圧や拷問などの非人道的な行為をすべて戦闘行為だったと位置づけることも難しい。にもかかわらず、そうした暴力は植民地支配という巨大な構造のなかで発生したものである。義兵弾圧、三一運動の弾圧、間島での虐殺、関東大震災での虐殺における責任主体の連続性を論じた姜徳相氏の表現を借りれば、「戦争状態を伏流化させた植民地支配」ということもできるかもしれない。そうした暴力を内在化させた植民地支配によって生じた被害に立脚して、今日の植民地支配責任の概念は定立させる必要がある。(296 頁)

……すなわち、今日、植民地支配責任という概念を明確な国際法の言語として創出していく必要があるということ（おそらくその根拠となるのは人道に対する罪という概念になるだろう）。そして、その出発点は、植民地支配という巨大な構造によって引き起こされた個別具体的な被害の経験（多大の損害と苦痛！）にあるということ。そこから出発して、そのような暴力をもたらした構造がいかなるものなのかということ、やはり個別具体的な責任の主体の解明を通じて明らかにしていくこと。その真相解明のプロセスを通じて、補償と和解の道筋を探ることである。(298 頁)

【資料 3】 児玉隆也「徹底追跡 チッソだけがなぜ？」『文藝春秋』1973 年 10 月

弱き者に支配を、臭いものにふたを。患者の怨をつのらせたこの〔チッソの〕体質のよってくるところは、あきらかに朝鮮である。チッソがかつて繁栄を誇った朝鮮に、公害はなかったか。大石〔元興南工場長〕は苦渋を浮かべていった。「いっちゃ悪いけど、朝鮮の方が公害が相当でた。だが、時代がちがった……。看護婦の三谷〔興南で働いていた〕は、「実はあまりいいたくないけれど、興南にわけのわからない奇病がありました。そのために社員のなかには家族を興南から離れた緑地帯に住まわせていた人もいます」。三谷は更に口澁み、いった。「その奇妙な病気は“興南病”という名で片づけられました」

“興南病”は、ところをかえて“水俣病”となった。

※〔 〕は加藤による補足

【資料4】チツソの建設工事に従事した日本人の戦後の証言

私が一番びっくりしたのは、支那人クーリーの扱いです。……いっぺんに五〇〇人、一〇〇〇人て連れて来て、ここに居れ、て火の気も小屋もない野っ原に放っばらかすんです。……まだ零下二〇度、二五度の気温で、寒波がパッと来りゃ零下三〇度を超す。……野っ原の支那人は、抱き合うて坐って、少しでも人間の輪の中に入ろうとするけど、外側になった者は凍死していく。朝になると木頭が来て、ずっと見て回ってこれもだめじゃ これもだめじゃ、て死体を一キロか二キロメートル川下に運ばせて、どんどん捨ててしまう。そして生きている者だけ働かせる。人間を扱うんじゃなくて豚かなんか扱うようにですね。……支那には四億の民が居るんだから、クーリーはどっからでも貨車に積んで連れて来ますよ。死んだって誰も問題にしなけりゃ、訪ねて来る者も居らんですよ。日本人、朝鮮人は数がはっきり分かるけど、支那人は数もはっきり分らん。記録してるわけじゃないんだから。

(岡本達明・松崎次夫編『聞書水俣民衆史5 植民地は天国だった』草風館、2000年。

※差別的な表現が含まれているが、史料上の用語としてそのまま引用した)

【資料5】2013年5月27日 日本外国特派員協会における桜内文城発言

一点だけ先ほどの、最初の司会者の紹介の点について少しコメントいたします。橋下市長を紹介するコメントのなかで、彼は「sex slavery」という言葉が使われました。これは日本政府としては強制性がないということ、その証拠がないということをおっしゃるので、そのような言葉を紹介の際に使われるのはややアンフェアでないかと考えております。

それから、ヒストリーブックスということで吉見さんという方の本を引用されておりましたけれども、これは既に捏造であるということが、いろんな証拠によって明らかとされております。この点も付け加えてコメントしておきます。

(出典：YOSHIMI 裁判いっしょにアクション編『日本軍「慰安婦」制度はなぜ性奴隷制度といえるのか PART III』私家版、2015年、6頁) ※下線部、囲みは引用者

【資料6】梁澄子「宋さんと「支える会」の一〇年」在日の慰安婦裁判を支える会編『オレの心は負けてない』樹花舎、2007年、62頁

裁判に関わった当初、同じ在日朝鮮人女性として、私自身がこの国で感じてきた生き難さと共通するものが、何かあるのではないかと考えていた。しかし、国家による重大人権侵害の被害者が抱える闇は、通常の体験しかしたことのない者には、とうてい知り得ないものであることを知った。私たちの運動は「知り得ない」ということを「知る」ということから始まった。

とうてい「知り得ない」その闇の深さを認識しつつ、知ろうとする努力を怠らないこと……を固く心に決めて臨んできた